

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百三号で告示した朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び道路に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司